

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによらず、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団グループ)等、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いのように見えることであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がその

ことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースにおいても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

(1) いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することも少なくない。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることがあることに配慮する。

(2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり

被害や加害を経験している。

- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも留意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止や早期発見

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許さない」ことを、発達段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

カ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

キ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ク 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

ケ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(2) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努めることが大切である。

ウ いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関(警察、児童相談所、医療関係、法務局)との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

エ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、法務局等学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりすることも必要である。

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 小学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、学校に置くいじめ対策のための組織は、現在教職員で組織されている「いじめ不登校対策委員会」等を活用する。なお、いじめ不登校対策委員会等は、「当該学校の複数の教職員」等により構成されるとされているが、当該学校の複数の教職員については、管理職や教務主任、生徒指導部担当教員(主事、教育相談担当、人権教育担当)、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任に関わる教職員等から、いじめ不登校の実情に応じて決定する。

- (2) 「いじめ不登校対策委員会」等の効果的な運営のための心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の参加が必要と判断するときは、教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受ける。
- (3) 「いじめ不登校対策委員会」等は、いじめの疑いに関する情報が共有でき、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当該組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談し、複数の目による状況の見立てを行う。
- (4) 「いじめ不登校対策委員会」等の学校いじめ対策組織の役割は、次に掲げるものである。

ア 未然防止

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ・ 全校朝会で児童に取組を説明する。
 - ※ いじめ不登校対策委員会の生徒指導部担当教員

イ 早期発見・早期対応

- 児童からのいじめの相談・通報窓口としての役割
 - ・ 校内の相談窓口を通級職員室に設置する。
 - ・ 児童や教職員等からのいじめの相談・通報窓口であるとともに、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを認識させる。
 - ※ いじめ不登校対策委員会の生徒指導部担当教員
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ※ 教育相談担当
- いじめに係る情報があった時には、必要に応じて緊急会議を開催し、情報の迅速な共有や関係児童に対するアンケート調査・聴き取り調査等を行う。また、当該事案の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ※ いじめ不登校対策委員会

ウ 学校基本方針に基づく各種取組

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ※ 生徒指導主事
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ※ 教育相談担当
- 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、PDCAサイクルを通して見直しを行う役割
 - ※ 生徒指導主事

○ いじめ防止等の対策を検討するに当たり、児童の意見を積極的に取り入れるため児童会の機能を生かす役割

※ 児童会活動担当

- (5) 学校として、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何をどのように等)を明確に定めておくこと。
- (6) いじめについての情報共有は早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に努めること。

2 児童が主体となったいじめ防止等の取組の推進

- (1) 学校内外において児童会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、児童同士で悩みを聞き合う活動等、いじめの防止等における児童が主体となった取組を推進する。

※ 代表委員会「〇〇都城一をめざそう」

- (2) それぞれの学校の取組を紹介する等、他校のよさに触れ、学び合いながら、さらに児童の主体的な取組を推進する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) アンケート調査や教育相談の実施

ア 教職員は、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないよう情報収集に努める。

イ 小学校は、いじめに関する定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、いじめの実態把握に取り組む。

※ 原則毎月第1週の火曜日の明道っ子の時間のあのねタイムで悩み・いじめについてのアンケートを実施し、翌週の水曜日まで学級で教育相談、木曜日の15:45から全職員参加のサポート委員会で情報を共有する。

ウ 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員等が対応できる体制の構築に努める。また、児童から教職員等へいじめの情報を発信することは、多大な勇気を有するものであることを教職員等は理解し、相談に対しては迅速かつ適切に対応することを徹底する。

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告するとともに組織的に対応し、被害児童を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会等に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

イ 各教職員は、学校に定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

ウ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

エ 必要な対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。

オ 加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

ア 学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、事前の指導を徹底したり、いじめに関するチェックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努める。

※ グループ活動を行う際には人間関係を考慮したグループを編制する。

(4) 加害者や傍観者に対する支援

ア 加害児童の支援にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。加害児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

イ 傍観者の支援にあたっては、いじめを自分の問題としてとらえさせ、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた者に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、学年・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) いじめの解消となる二つの要件

ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら二つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

a いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会またはいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

b 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められている

こと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じてないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、いじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

4 その他の留意事項

(1) インターネット上のいじめへの対策

ア 児童のインターネット上のいじめを監視するため、県教育委員会が行っているネットパトロールの情報を指導に生かす。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。

ウ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ 6月に、第5学年児童を対象に都城地区少年サポートセンターを活用して情報モラル教育を行う。また、6月参観日の学級懇談で保護者に情報モラルについて啓発を行う。

(2) 都城市ならではの取組の充実

ア 都城市ならではの「命の大切さを考える日」の年間の取組を学校経営案に位置付けし、計画的に行う。

イ 都城市ならではの「地区別学校人権教育研修会」に積極的に参加し、教職員の人権感覚を磨く。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

(学校の設置者またはその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発

生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者またはその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導を及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味について

- a 「いじめにより」とは、各号の規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
- b 「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合等のケースが予想される。
- c 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- d 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして捉え、報告・調査等に当たる。
- e 児童または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断定できないことに留意する。

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、小学校は都城市教育委員会を通じて都城市長に事態発生について報告する。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

- a 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態に発生の防止に資するために行う。
- b 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに都城市教育委員会に報告

し、都城市教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

c 小学校において重大事態が発生した場合の調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、都城市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと都城市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、都城市教育委員会が調査を実施する。

d 都城市教育委員会は、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に必要な指導、また、人的措置も含めた適切な指導を行う。

ウ 調査を行うための組織について

a 都城市教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

b イのcにより小学校の重大事態について都城市教育委員会が調査を行うときは、いじめ不登校対策委員会を調査のための組織として活用する。

c 学校が調査の主体となる場合、いじめ不登校対策委員会等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応する。

d 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

エ 事実確認を明確にするための調査の実施

a 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。

b 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。

c 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と都城市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

d 当該調査は、都城市教育委員会及び学校自身にとって、不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうする姿勢で行うものとする。

e 都城市教育委員会及び学校は、専門家委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

<いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合>

- いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、都城市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして、対応に当たる。

<いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合>

- 児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(改訂版)(平成26年)7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を参考とするものとする。
 - ・ 背景調査に当たっては、遺族が当該児童を最もよく知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ その他の児童及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 死亡した児童が、いじめを受けていた疑いがあることを踏まえ、都城市教育委員会または学校は、遺族に対して主体的に、在籍児童へのアンケート調査や一斉聴き取り調査等の実施について提案する。
 - ・ 調査を行うに当たり、都城市教育委員会または学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や

方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族に説明し、合意を得るように努める。

- ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的・総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 客観的な事実関係の調査は迅速に進めることが必要であり、それらの事実の分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、都城市教育委員会は、情報提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

オ その他留意事項

- a 事案の重大性を踏まえ、都城市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。緊急避難措置として校区外通学の措置も検討する。
- b 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、全校の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。都城市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- a 都城市教育委員会または学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法をで説明する。
- b これらの情報の提供に当たっては、都城市教育委員会または学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分留意

し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように留意する。

c 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。

d 学校が調査を行う場合においては、都城市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

a 調査結果については、市長に報告する。

b 上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の意見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

ア 毎年度12月にPlan(計画)→1月から次年度6月までDo(実行)→7月にCheck(点検)、Act(修正)→8月にPlan(計画)→9月から11月までDo(実行)→12月にCheck(点検)、Act(修正)、Plan(計画)→1月から次年度6月までDo(実行)というPDCAサイクルで取組を進める。

イ 点検時の取組評価を行う際には、国立教育政策研究所が発行している「PDCAサイクル用取組評価アンケート」と「点検と見直しのためのチェックシート(学校いじめ防止基本方針版)」を活用する。

2 ホームページ等での公開

ア 学校いじめ防止基本方針の概要を毎年度4月に学校のホームページ等による公開を行う。